



滋賀県  
湖南広域消防局



# 市民のための早期是正と 効率的な火災危険・人命危険の排除 (ラブホテル街無通告査察の実施)

事例類型 I 実効性向上

取組期間 平成28年12月から

## 背景

当局においては、平成28年4月1日から違反公表制度を運用しており、あわせて「市民のための査察行政」を行うことを目的に、消防機関に与えられた権限を適正に行使するため、平成27年度から査察・違反処理体制の改革を推進している。

これまで当局では、権限を行使すべき事案であっても「粘り強い行政指導」で対応していたが、「違反の放置」又は「繰り返し違反」が多数発生していた。

その原因として、膨大な通常業務や行政指導の不徹底に加え、当消防局の「査察行政」のあり方、つまり、適正に権限を行使すべき事案に対して、一度も権限を行使していない当局の体制を改める必要があった。

そこで、京都市消防局が作成した法第5条の3命令マニュアルを参考にして、平成28年12月、当局においても命令マニュアルを作成し、予防業務研修の年間カリキュラムに座学・訓練等を位置付けている。

その結果、平成28年度に3件、平成29年度に9件(11月末現在)の法第5条の3命令を発出ししている。

## 内容

### ・ラブホテル街無通告査察の実施

平成28年12月、当局は警察合同夜間特別査察として、駅前の雑居ビルに対して無通告査察を実施した。

しかし、管内の駅前は比較的平和な街であることから、警察と合同で行うメリットが少ない状況であった。

よって、「警察合同」や「夜間」に拘ることなく、管内における火災発生時の人命危険が高い対象物を再考し、「宿泊を伴う施設における避難経路の安全を確保すること」を目的に、以前から避難障害が懸念されていたラブホテル街の無通告査察を実施した。

## 1. 概要

避難経路の維持管理状況の確認を目的とした部分査察を実施し、必要に応じて法第5条の3命令を発出することにより、防火対象物の火災予防の推進を図った。また、5署の査察担当者が集結し、5班編成で一斉に無通告査察を実施した。

- ① 日時 平成29年9月14日(木) 14時30分から
- ② 場所 守山市水保町地先 ラブホテル街
- ③ 対象物数 16対象物(うち、休止中3対象物)
- ④ 人員 5署10名+局2名+研修受講者3名(5班+指揮本部)

※「研修受講者」とは、「平成29年度違反是正の推進に係る実務研修」受講者 1名(1本部)  
独自研修として研修受講されたほかの消防本部の受講者 2名(2本部)

## 2. 統一事項

無通告査察の公平性を担保するため、下記については統一事項とした。

- ① 避難経路に限定した部分査察(無通告)
- ② 即時に除去等ができない場合、法第5条の3命令を発出
- ③ 標識は、口頭命令から1時間後に掲示
- ④ 1時間以内に是正が完了した場合であっても、命令書は交付
- ⑤ 違反調査は必要最低限で可(ただし、写真は必須)



●標識の公示

## 3. ラブホテル街無通告査察の結果

- ① 営業中13対象物のうち、11対象物に立入検査実施(2対象物は立入検査拒否)
- ② 立入検査11対象物のうち、11対象物に物品の存置あり(100%)
- ③ 違反11対象物のうち、7対象物が即時是正
- ④ 違反11対象物のうち、4対象物に対して命令書交付
- ⑤ 命令4対象物のうち、3対象物は1時間以内に是正(標識未設置)
- ⑥ 命令4対象物のうち、1対象物は翌日の昼に是正(標識設置)

全てのラブホテルに物品の存置及び避難障害が発生しており、事前予想のとおり、今日までの是正指導が全く実を結んでいない状況が浮彫りとなった。

また、全ての関係者が、即時に除去するとの申出であったが、即時に除去できない4対象物については口頭命令を発出し、直後に命令書を交付した。

さらに、統一事項③のとおり、1時間後に標識を設置する旨を伝えると、うち、3対象物が標識の設置までに避難経路にある大量の物品を全て除去したため、交付した命令書を必ず管理権限者に手渡し、会社として物品の保管場所を再検討するように指導した。

しかし、残り1対象物は、1時間以内に除去することができなかつたため、玄関等に標識を設置した。そして、翌日、関係者からの連絡により、現地で命令事項の履行を確認した。

## 成果

### ・行政処分の結果

今回の無通告査察は行政処分を行うことにより、全ての違反が最短時間で是正となった。さらに、事後の査察担当者の「粘り強い」手間が全て不要となり、担当者の負担が軽減された。

繰り返し違反を防ぐため今後も継続した指導は必要であるが、関係者にとっては命令書が交付され、標識が設置された(される予定であった)事実は、今後の防火管理体制に大きな影響を及ぼすことは疑いのないことである。

### ・もう一つの目的

本来の目的とは別に、全署から査察担当者が集結し、統一事項に沿った違反処理を行うことにより、「職員が違反処理の経験を積むこと」という目的もあった。

今回の特別査察を通じて、違反処理経験の少なかった職員が実際に命令の威力を体感したことは、法第5条の3命令に限らず、全ての違反処理を実行するときに必ず役立つと確信している。

### ・各消防本部の研修受講者のその後

消防庁及びほかの消防本部の要請により、当局では5日間の違反処理実務研修を実施した。主に17条違反に対する講義、命令前の違反調査の同行等を行ったが、命令書、警告書を交付する場面はなかった。しかし、今回の無通告査察の同行で、研修受講者も行政処分の威力を体感したことで、次のような意見が出た。

- ・大量の物品が短時間で除去されることに驚いた。
- ・今までの行政指導の苦勞は何だったのか。
- ・命令の威力を痛感した。
- ・早期是正するためには違反処理が必要なことが理解できた。



●違反状況



●是正後

## 特記事項

研修終了後、研修受講者から「法第5条の3命令」、「法第17条警告」を発出したと報告を受けた。消防本部で初めての「命令」、「警告」であったため、困難な道のりではあったが、「市民のために」やり遂げたことを誇りに思う。